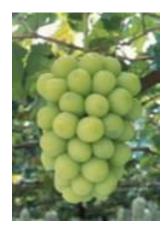
農畜産物輸出拡大施設整備事業

~産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた 広域集荷環境の整備~











「強い農林水産業」の構築を推進するため、国産農畜産物の輸出の拡大に必要な 集出荷貯蔵施設や処理加工施設等の産地 基幹施設の整備を支援します。

> 農林水産省 令和3年2月

1. 趣旨

2030年までに5兆円という農林水産物・食品の輸出額目標の達成に向けた、高品質な我が国の農畜産物の一層の輸出拡大により「強い農林水産業」の構築を推進するため、国産農畜産物の輸出拡大に必要な産地基幹施設の整備を支援します。



2. 輸出拡大に向けた取組

事業実施主体は、国産農畜産物の輸出拡大に必要な施設の整備と併せて、輸出先の求める品質管理や衛生基準等に対応するために必要となる

- ① GAP認証の取得(GLOBALG.A.P.、ASIAGAP、JGAP等)
- ② HACCP等認定の取得
- ③ ハラール認証の取得
- ④ 有機JAS等認証の取得
- ⑤ その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等 (CA(環境制御型)貯蔵施設等)の導入

のいずれかの取組を行い、輸出向け出荷量又は輸出額の拡大を図ります。

HACCP等輸出対応食肉施設



米国、EU等は牛肉施設についてH ACCP対応を要求 CA貯蔵施設



輸出先国の需要時期に合わせた供給を可能とする青果物の長期保存体制を構築

3. 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県、市町村、農業者の組織する団体、民間事業者等です。

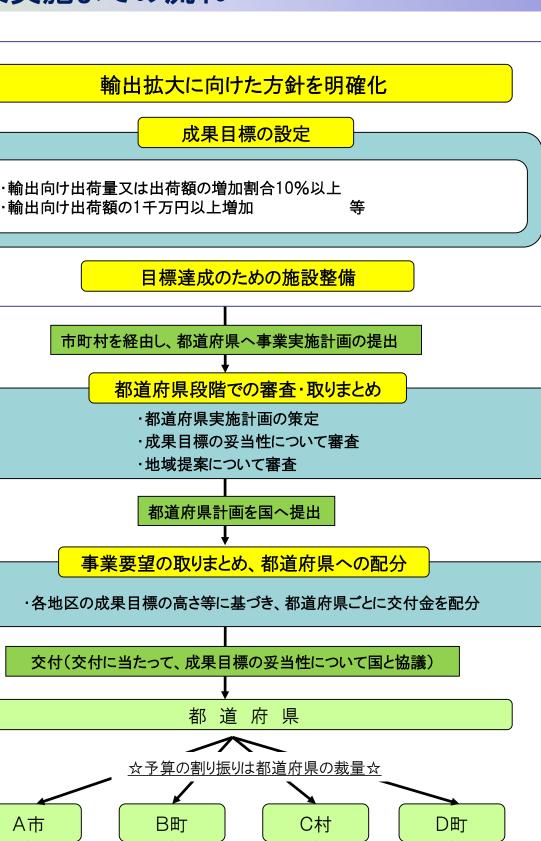
b地区

c地区

d地区

e地区

a地区



g地区

h地区

f地区

5. 対策の概要

(1)農畜産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備

国産農畜産物の輸出拡大に取り組む産地において必要となる産地基幹施設の整備を支援します。

(2)農畜産物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備

国産農畜産物の輸出拡大に向け、不特定多数の産地から国産農畜産物を集荷し、出荷・加工を行うために必要な施設の整備を支援します。

1. 採択要件

- 受益農業従事者(農業の常時従事者(原則年間150日以上))が5名以上である こと
- 成果目標の基準を満たしていること

【農産物】

<輸出実績がある場合>

輸出向け出荷額1千万円以上で、かつ、輸出向け出荷量又は出荷額の増加割合10%以上増加

<輸出実績がない場合>

総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合6%以上

【畜産物】

<輸出実績がある場合> 輸出向け出荷量2トン以上で、かつ、輸出向け出荷量又は出荷額の増加割 合10%以上増加

<輸出実績がない場合>

輸出向け年間出荷量の1トン以上増加 等

【共通】

輸出実績の有無にかかわらず、輸出向け出荷額の1千万円以上増加

- 面積要件等を満たしていること
- 原則として、総事業費が5千万円以上であること
- 費用対効果分析を実施していること(1.0以上であること)
- 輸出拡大計画(又はGFPグローバル産地計画)を作成していること
- GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)の会員であること

2. 交付率

都道府県への交付率は定額(事業実施主体へは事業費の1/2以内の補助率となります。)

3. 対象施設

○ 農産物産地基幹施設整備

農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設(CA貯蔵施設等)、生産技術高度化施設、 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設等

○ 畜産物産地基幹施設整備 畜産物処理加工施設(HACCP等輸出対応食肉施設等)

6. ポイント制度と配分方法

①成果目標に基づくポイント

- 1 事業実施主体は、輸出向け農畜産物の出荷量又は出荷額の増加等の輸出拡大に向けた成果目標を設定します。
- 2 成果目標(取組)の水準に応じてポイント化し、ポイントの高い順に配分対象を選定し、都道府県に配分対象の国費要望額を一括で交付します。
- 3 達成すべき成果目標は、目標が高いほど高ポイントとなります。加えて、輸出先の求めるGAP認証やHACCP認定の取得等を行うことでポイントが加算されます。

【ポイントの例】

メニュー	達成すべき成果目標及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
農産物 共通	農産物で既に輸出実績がある場合は、輸出向け出荷額1,000万円以上で、かつ、 輸出向け出荷量又は出荷額の増加割合	かつ、加割合 ①直近5年間に農畜産物に関しての輸出実績があること。
	50%以上・・・・・・20ポイント	
	40%以上・・・・・・ 16ポイント	
	30%以上・・・・・・ 12ポイント	
	20%以上・・・・・・ 8ポイント	
	10%以上・・・・・・・ 4ポイント	
	・上記に加え以下の取組を選択することでポイントを加算(上限20ポイント) ①輸出先の求めるGAP認証を取得すること・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	

※ 実施主体は農産物は1つ(広域集荷環境の整備の場合は2つ)、畜産物は2つの目標を選択(30点満点)。

②輸出事業計画へのポイント加算

以下の取組を行っている場合には、①の成果目標に基づくポイントに加えポイントが加算されます。

- 1 輸出事業計画(GFPグローバル産地計画)に定められた施設整備を行う場合、3ポイントを加算します。
- 2 輸出産地としてリスト化された産地において施設整備を行う場合、2ポイントを加算します。
- ※ このほか、都道府県加算ポイントあり。

7. 対策の評価

成果目標の設定と達成状況の評価

- ① 事業実施主体は、農畜産物の輸出拡大に向けて、成果目標を設定します。成果目標の目標年 度は、事業実施年度から5年以内として設定します。
- ② 事業実施主体は、事業実施から目標年度までの間は、毎年度、事業実施状況を都道府県に報 告します。また、目標の達成状況の評価は、目標年度の翌年度に自ら評価を行い、都道府県に報 告します。
- ③ 都道府県知事が目標年度の成果目標が達成されていないと判断した場合は、当該事業実施主 体は、都道府県から必要な改善措置を受けることとなります。





成果目標の達成 状況を評価



お問い合わせ・申し込み先一覧

○各種通知・様式などは、農林水産省Webサイトでご覧いただけます。 http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi nougyou/index.html





北海道農政事務所 生産経営産業部生産支援課 担当:地域指導官 回線回

011-330-8807

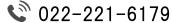
www.maff.go.jp/hokkaido/





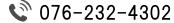
東北農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官



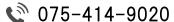
北陸農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官



近畿農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官



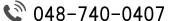
九州農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

● 096-211-9111(内線4440)

関東農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官



東海農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

1052-223-4622

中国四国農政局

生産部生産振興課 担当:地域指導官

086-224-9411

■ 地方農政局Webサイト一覧

www.maff.go.jp/j/org/outline/dial/kyoku.html 📺



内閣府沖縄総合事務局 農林水産部生産振興課担当:課長補佐(農産)

© 098-866-1653

www.ogb.go.ip/nousui/



農林水産省 生産局総務課生産推進室 担当:企画調整班、事業推進班





